

第 3 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会 農 林 水 産 専 門 委 員 会

平成 2 6 年 1 月 2 4 日
午後 1 時 3 0 分～
鶴岡市役所 6 階 大 会 議 室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画（農林水産分野）の案について

(2) その他

4 閉 会

第1章

※下線部分は変更点

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(3) 資源循環型社会への転換</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>少子化対策の推進</u> (2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u> (3) <u>仕事と子育ての両立支援</u>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u> (2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u> (3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u> (4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u> (5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実 	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u> (2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進 	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u> (2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援 	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>介護保険制度の適切な運営</u> (2) <u>介護予防の充実</u> (3) <u>認知症支援策の充実</u> (4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u> (5) <u>高齢者の社会参加の促進</u>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u> (2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u> (3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u> (4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) <u>伝統文化と文化資源の保存継承</u>
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	(1) <u>多文化共生の推進</u> (2) 国際都市交流の推進

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系			
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) _____ (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の特性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出 	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> (5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u> (6) <u>公共交通ネットワークの確保</u> (7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) <u>雨水対策の推進</u>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備 	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

第1節 持続的に発展する農業の振興

（1）農業の担い手の安定的な育成・確保

○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るために、優れた経営能力を有する※認定農業者を安定的に育成・確保するとともに、認定農業者がいない集落や地区における新たな担い手の発掘と育成に努めます。また、これまで本市の農業を支えてきた昭和一桁生まれの世代が、大量に引退することから、農業後継者や新規就農者を育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、認定農業者の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による※集落営農の組織化を促進します。

○主な施策

- ①意欲ある認定農業者及び先進的な取組みを進める農業者を安定的に育成、確保します。
- ②次代を担う農業後継者と※UターンやIターンなどによる新規就農者を育成します。
- ③県や農協など関係機関との連携体制を強化し、山形大学農学部や専門家の指導や協力を得て、住民の自主的な参画と合意形成のもとに、集落営農組織などの幅広い担い手の育成、確保を促進します。

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

第1節 持続的に発展する農業の振興

（1）農業の担い手の安定的な育成・確保

○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るために、優れた経営能力を有する※認定農業者を中心とした担い手を安定的に育成・確保するとともに、担い手がいない集落や地区においては、新たな経営体の発掘と育成に努めます。特にこれまで本市の農業を支えてきた農業者の高齢化が進み、多くの離農が予測されることから、次代を担う農業後継者や新規就農者を積極的に育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、担い手の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による※集落営農などの組織化を促進します。

○主な施策

- ①意欲ある認定農業者については、「人・農地プラン」の中心経営体への位置付けや、経営改善計画に基づく経営の規模拡大・安定化を図るためソフト・ハードの支援を進めます。
- ②次代を担う新規就農者・農業後継者には、自立した農業経営のための指導・支援を関係機関と連携して行い、実践研修等の拡充を図ります。
- ③集落の話し合い活動を促進し、集落営農などの組織化、法人の設立

(変更前)

(2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化

○施策の方向

農業者の理解と協力のもと、関係機関や関係団体が連携し検討した、生産、流通、消費の状況に的確に対応した※地域水田農業ビジョンのもと、米づくりをはじめ、土地利用型作物の生産を着実に進めます。

また、優良農地の確保に努めるとともに、共同乾燥調製（貯蔵）施設や高性能農業機械の計画的な整備や導入を促進し、地域の実態に適した生産性の高い営農体制を確立します。あわせて消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりを進めます。

野菜、果樹、花き及び菌茸など園芸作物の生産を振興するため、生産技術の向上及び機械や設備の導入を推進します。特に、施設などを活用した周年栽培体系を確立し、水稲と園芸作物などによる複合経営の確立を図ります。

農産物の流通と販売については、「安全・安心・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、市場をはじめ産直販売など多様な流通販売ルートの開拓と庄内米、メロン、だだちゃ豆（えだまめ）、温海かぶなどブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物などを幅広く発掘、育成し、「鶴岡ブランド」の確立により、販路拡大を促進します。

農産物の地産地消の取組みについては、消費者が安全で多種多様な地元産の農産物を堪能できるという大きな利点があることから、一般消費者のみならず飲食事業などへの拡大を図ります。また、意欲ある農家による「産地直売」や「農産物加工」の活動について、品目の拡大や周年販売などの取組みを促進します。

このようにして、地域の特性を生かした産地づくりを推進するとともに、農業者自らの前向きで多角的な取組みを助長することにより、地域農業の活性化を進めます。

さらに、地産地消の拡大や全国の消費者に向けた積極的な情報発信を進めるため、全市を一体とした産地の「顔」となるブランドイメージの形成といった産地戦略を進めます。

(変更後)

などの方向性の合意形成を図ります。

(2) 地域の特性を生かした産地づくり

○施策の方向

本市水田農業の推進については、農業者の理解と協力のもと、関係機関や関係団体が連携して策定する、生産、流通、消費の状況に的確に対応した※水田フル活用ビジョンのもと、米づくりをはじめ、土地利用型作物の生産を着実に進めます。

さらに、水稲の高品質・良食味の安定的生産基地として維持・発展を図るため優良農地の確保に努めるとともに、共同乾燥調製（貯蔵）施設や高性能農業機械の計画的な整備や導入を促進し、地域の実態に適した生産性の高い営農体制を確立します。あわせて消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりを進めます。

野菜、果樹、花き及び菌茸など園芸作物の生産を振興するため、生産技術の向上及び機械や設備の導入を推進します。特に、施設などを活用した周年栽培体系を確立し、水稲と園芸作物などによる複合経営の確立を図ります。

また、大豆やそばを始めとした転作作物の品質・収量の向上安定化による農家所得の向上に努めるとともに、在来作物の生産振興や消費の拡大に向けた取組みを推進します。

堆肥の供給元となる畜産を振興するために、経営規模の拡大、優良種及び機械や施設の導入、技術の向上による経営の安定化と生産の合理化を進めるとともに、担い手の確保や新規参入者も含めた後継者の育成を進めます。

農産物の流通と販売については、「安全・安心・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、市場をはじめ産直販売など多様な流通販売ルートの開拓と庄内米、メロン、だだちゃ豆（えだまめ）、温海かぶなどブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物などを幅広く発掘、育成し、「鶴岡ブランド」の確立により、販路拡大を促進します。

このようにして、地域の特性を生かした産地づくりを推進するとともに、農業者自らの前向きで多角的な取組みを助長することにより、地域農業の活性化を進めます。

さらに、地産地消の拡大や全国の消費者に向けた積極的な情報発信を

(変更前)

○主な施策

- ①新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の需要に応じた売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図ります。あわせて、米の消費拡大を図るために米粉の利用を進めます。
- ②豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かした生産、加工、販売を進めます。
- ③米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設の計画的かつ効果的な整備や再編を進めます。
- ④優良農地の確保、農地の面的集積の促進及び高性能農業用機械や施設の効率的な利用を促進し、生産性と収益性を高めます。
- ⑤中山間地域などにおいて、遊休農地の解消や土地の有効利用の促進を図るため、加工用米や飼料用米の導入、拡大を進めます。
- ⑥転作田等における土地利用型作物については、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興します。
- ⑦米をはじめ、園芸作物、畜産、菌茸、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上と地域特性を生かした畑作と園芸作物などの生産振興による産地化、ブランド化の促進及び新たな地域特産物の開発を進めます。
- ⑧小規模農家、女性や高齢者などによる産直販売や農産加工の取組みを積極的に推進、支援するとともに、地元農産物の販路の拡大により地産地消を進めます。

(変更後)

進めるため、全市を一体とした産地の「顔」となるブランドイメージの形成といった産地戦略を進めます。

○主な施策

- ①新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の需要に応じた売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図ります。
- ②米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設や無人ヘリコプターなどの共同利用施設、高性能農業機械の計画的かつ効果的な整備や再編を進めます。
- ③園芸作物、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上及び機械や設備等の導入を推進します。また、地域特性を生かした畑作物や園芸作物などの産地化、ブランド化を促進するとともに、新たな地域特産物の開発及び化石燃料以外のエネルギー資源を活用するなどの施設園芸の高度化を進めます。
- ④転作田等における土地利用型作物については、産地交付金を活用し、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興するとともに、品質・収量の向上、安定化を図ります。
- ⑤豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かし、新たな需要を掘り起こすなど消費の拡大を進めます。
- ⑥良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設の導入を促進します。
- ⑦公共牧場の積極的な利用を促進し、飼料自給率の向上を図り、夏山冬里方式による生産の合理化を進めます。
- ⑧農地の利用状況調査による実態把握と耕作放棄地の解消に加え、発生未然防止策についても、農用地利用調整委員会の活用など、もう一段の対策を進めます。
- ⑨担い手への農地集積については、「人・農地プラン」を基本に、農地集積協力金など国の制度を最大限活用し、関係機関と連携を図りながら推進します。
- ⑩中山間地域等直接支払制度を活用し生産活動の維持を支援し、担い手の確保に努めるとともに、遊休農地の解消や土地の有効利用の促

(変更前)

(3) 環境保全型農業の推進

○施策の方向

※有機農産物や※特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズが高まっていることから、安全で質の高い食料生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥をもとにした環境保全型農業を進めます。

また、地球温暖化の問題や農業用機器財や燃料が高騰し、農家経営が厳しさを増しているなかで、省エネルギー効果の高い設備や資材などの導入や省エネルギー型栽培への転換を促進します。

一方、堆肥の供給元となる畜産を振興するために、経営規模の拡大、優良種及び機械や施設の導入、技術の向上による経営の安定化と生産の合理化を進めるとともに、担い手の確保や新規参入者も含めた後継者の育成を進めます。

○主な施策

- ①※エコファーマーの拡大、農産物の認定・認証事業の普及啓発により有機農産物及び特別栽培農産物などの栽培面積の拡大及び販路の拡大を図ります。
- ②環境保全型農業の普及拡大と経営の安定化を図るため、有機農産物や特別栽培農産物の栽培技術の体系化及び普及を図ります。
- ③有機農産物や特別栽培農産物、園芸作物の生産の振興に不可欠な堆肥の安定供給を確保するため、全市的な耕畜連携の強化により、堆肥の生産流通システムの構築を図ります。
- ④省エネルギー型の農業用機械の導入や低コストかつ省エネルギー型の施設園芸を進めます。
- ⑤※1 森林バイオマスを利用した施設暖房機器の利用を進めます。
- ⑥良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設の導入を促進します。

(変更後)

進を図るため、新規需要米の生産や産地資金による振興作物等への誘導、そばの生産振興を進めます。

(3) 環境保全型農業の推進

○施策の方向

※有機農産物や※特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに応えるべく、環境に優しく質の高い食料の生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥の活用をもとにした環境保全型農業を進めます。

今後は、米を中心に農薬を減らす取組みを基本とした環境に優しい農作物づくりを市全体で行うなど、環境保全型農業の取組みのすそ野を広げ、本市農業の魅力を一層高めます。

また、市が自ら実施している農作物認定認証事業の機能を最大限活用し、認定認証のPRを強化し販売の付加価値を高めるとともに、認定認証活動を通じて環境保全型農業の取組みの拡大を促します。

さらに、消費者や子どもたちが環境保全型農業を理解し、安全安心な農産物をより簡単に手に入れられる体制づくりに一層取り組むとともに、生物多様性の維持をより重視した取組みを普及・啓発します。

○主な施策

- ①有機栽培、特別栽培、農薬を減らす取組み等を全市的に推進し、有機農産物及び特別栽培農産物などの栽培面積の拡大及び販路の拡大を図るとともに、環境にやさしい栽培技術の体系化及び一層の普及を図ります。
- ②新規参入者向けの相談体制及び情報のネットワークづくりや、米の需給調整における収量減への補てんやメリット措置を講じるなど、環境保全型農業を進める生産体制を強化します。
- ③農業者へ向けて適正な施肥管理を啓発する機会を設けるとともに、堆肥製造施設・機械の更新や機能強化の推進、堆肥散布の促進等により、堆肥等有機性資材の活用による土づくりを進めます。
- ④環境に優しく安全安心で美味しい鶴岡産農作物のブランドイメージの構築のため、検討組織を設け大消費地でのPR等販売促進に努めるとともに、市の特色ある認定認証活動を活用した新たなブランドの展開を図ります。

(変更前)

⑦公共牧場の積極的な利用を促進し、飼料自給率の向上を図り、夏山冬里方式による生産の合理化を進めます。

(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備

○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の環境整備を促進します。

また、野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを進めます。

○主な施策

- ①老朽化したかんがい排水施設の改修及び整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進めます。
- ②転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策などの水田畑地化基盤整備を進めます。
- ③地域住民の定住を図るために、優れた景観を維持・保全するとともに、安全かつ快適な暮らしを確保する農山村集落の生活環境の整備を進めます。
- ④有害鳥獣対策を進めるために、実態把握や被害防止に向けた推進体制を拡充します。
- ⑤野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した森林整備を進めるなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を進めます。

(変更後)

⑤消費者を対象とした講座や小中学生を対象とした実習等により、環境保全型農業に親しみやすい環境づくりを行うとともに、多様な生態系の維持保全につながる環境にやさしい農法の活用を推進します。

(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備

○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の防災対策・環境整備を促進します。

また、野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを進めます。

○主な施策

- ①老朽化したかんがい排水施設の改修及び整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進めます。また、中山間地域や海岸部などに散在する未整備地域での基盤整備を進めます。
- ②転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策などの水田畑地化基盤整備を進めます。
- ③地域住民の定住を図るために、優れた景観を維持・保全するとともに、近年多発している局地的豪雨による浸水・冠水対策に取り組み、安全かつ快適な暮らしを確保する農山村集落の防災対策・生活環境の整備を進める。
- ④市鳥獣被害防止計画、県ツキノワグマ保護管理計画及び市ニホンザル保護管理事業計画に基づき、農作物被害の発生源となるニホンザル・ツキノワグマ等の捕獲業務を地元猟友会へ委託し、有害鳥獣の捕獲を実施します。

(変更前)

(変更後)

電気柵や被害防止対策器具の購入補助、地域住民が一体となって農作物被害を主体的に防止する活動への補助を実施するほか、狩猟免許の取得支援を行います。

鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会を運営し、猟友会による追い払い業務や被害把握、生態調査を実施します。

- ⑤ 近年、ツキノワグマやサルなどの有害鳥獣について、集落周辺での食料依存が高くなっていることから、人との接触を未然に防ぐために里山林縁部の間伐等を行う場合は、視界を確保するために間伐率を高くし、緩衝地帯を確保するなど、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林施業を検討します。

第2節 森林資源の有効な保全と活用

(1) 適正な森林経営と循環システムの構築

○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要となっています。このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

これまで山を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

○主な施策

- ① 林道、作業道の路網の整備により、木材生産コストの低減を図るとともに、搬出された木材に対する適正な対価が支払われるよう検討し、施業管理の行いやすい森林環境をつくり、森林所有者の施業意欲の向上を図ります。
- ② 優良材の生産をめざした間伐施業への取組みを推進するとともに、魚礁やエネルギー源など様々な用途への間伐材の有効活用を図り

第2節 森林資源の有効な保全と活用

(1) 適正な森林経営と循環システムの構築

○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要であり、このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

これまで山を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

○主な施策

- ① 利用間伐を基本とし、高性能林業機械の導入によるコスト低減につながる木材生産となるよう林道、作業道の路網整備を推進します。また、近年、局部的豪雨による林道等被害が多発していることから、適切な維持管理に努め、被災の低減を図ります。
- ② 森林経営計画を活用し、小規模林地を面的にまとめて集約化施業を実施することにより、コストの低減を図り林業収入の確保を図りま

(変更前)

(変更後)

- ます。
- ③多様な担い手の育成とあわせて、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林所有者に対する施業指導を拡充します。
 - ④住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地元産材による地域の気候風土に合った家づくりを推進し、地元産材の消費を促進します。
 - ⑤森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進します。特に、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、地域材の活用を積極的に進めます。
 - ⑥住宅建築にあたり施主と施工者の双方から乾燥材の使用が求められていることから、乾燥施設の設置について検討を進めます。

- す。特に搬出間伐・皆伐については用材利用のほか、低級材のバイオマス利用を推進し、森林所有者への利益還元が可能となる施業を行うことにより森林所有者の意欲向上を図ります。
- ③林業後継者だけでなく多様な担い手の育成とあわせて、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林所有者に対する施業指導を拡充します。
 - ④木質バイオマスの利用拡大が想定され、間伐施業が推進される一方で、木材価格の低迷から、森林所有者の再造林への意欲が薄らいでいる現状の中で、将来的に森林の持つ機能を維持・更新するため、造林の低コスト化について検討を進めます。また、人工林＝スギ林のあり方を、天然更新や広葉樹混交林への転換なども含めて、地形や地勢に適した森づくりの検討を行います。
 - ⑤森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進し、住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地元産材による地域の気候風土に合った家づくりの推進を図るとともに、木材乾燥センターの活用による地元産乾燥材をPRし、地元産材の消費を促進します。
また、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、分離発注により地域産材の利用を積極的に進めます。

(2) 森林環境の保全

○施策の方向

森林の持つ多様な機能を市民の生活に生かす方策を研究するとともに、環境を重視した広葉樹の人工造林、スギ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林整備に取り組みます。また、病害虫による被害森林の拡大防止と保全対策や、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

○主な施策

- ①里山林を中心とした※ナラ枯れの被害の拡大を防止し、被害跡地に対する広葉樹などの植栽を進めます。
- ②児童や生徒を対象に、下刈りなどの保育作業や自然観察など森林環

(2) 森林環境の保全

○施策の方向

森林の持つ多様な機能を市民の生活に生かす方策を研究するとともに、環境を重視した広葉樹の人工造林、スギ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林整備に取り組みます。また、病害虫による被害森林の拡大防止と保全対策や、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

○主な施策

- ①ピーク時に比べ大幅に減少している※ナラ枯れ被害について、今後も、※特定ナラ林の被害木調査を行い、被害木の伐倒駆除と予防活動を実施します。

(変更前)

境学習を拡充し、森林に対する関心を高め、森林環境の保全意識を醸成します。

- ③海岸砂防林の松くい虫などの病虫害防除対策を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全します。

(3) 地域資源としての森林の利活用

○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の整備を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組を進めます。

○主な施策

- ①森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の利用施設の整備を進めます。
- ②森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発します。
- ③山菜やきのこ類などの※特用林産物は、森林地域の重要な資源となっており、間伐などの森林整備と結び付けた生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売などにより生産の振興を図ります。

(変更後)

- ②海拔 0m の海岸林から、高山帯まで幅広く、多種多様な森林形態を有する本市においては、「森林環境教育」として各地で特色ある取り組みが行われており、今後もみどり環境交付金事業等を活用しながら、学校などと連携した自然環境学習や森づくり活動の体験学習、森林に関する各種学習会などの機会を提供し、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に森づくり・森林環境保全意識の熟成を図ります。

- ③海岸砂防林の松くい虫などの病虫害防除対策や、外来種であるニセアカシアの伐倒駆除を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全します。

(3) 地域資源としての森林の利活用

○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の整備を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組を進めます。

○主な施策

- ①森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の利用施設の整備を行います。また、多様な森林形態を有する本市の特徴を活かせるような、新たな森林空間の整備についても検討します。
- ②森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発する。
- ③山菜やきのこ類などの※特用林産物は、中山間地域の重要な資源であることから、生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売方法などの検討に加え、利用間伐の促進による林床環境の向上と、ゼ

(変更前)

(変更後)

(4) 森林バイオマスの利活用

○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として活用するなど、森林バイオマスの利活用を研究し、その有効活用を進めます。

○主な施策

- ①森林バイオマスの利用に関する情報を収集するとともに、利用形態や導入コストなど有効性等を調査、検証し、本市に適した森林バイオマスの利活用を進めます。

第3節 安定した水産業の振興

(1) 安定した漁業経営の推進

○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関わりを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の確保を図るとともに、魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

シマイやシオデ、ミョウガなどの耐陰性植物などの栽培導入についても検討を進め、生産の振興を図ります。

(4) 森林バイオマスの利活用

○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として活用するなど、森林バイオマスの利活用を研究し、その有効活用を進めます。

○主な施策

- ①木質バイオマス活用を本市の森林資源循環システムの1つの柱と位置付け、木質バイオマス発電事業、木質ペレット・薪などの熱源利用等の拡大を図るとともに、さらにこれまで林地残材としてきた低級材も含めた搬出間伐を推進し、木質バイオマス供給の安定化と効率化を進めます。

第3節 安定した水産業の振興

(1) 安定した漁業経営の推進

○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関わりを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の確保を図るとともに、魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

さらに、内水面漁協と連携した放流事業等による資源増殖と、河川環境保全の取組みにより内水面漁業の振興を図ります。

○主な施策

(変更前)

○主な施策

- ①安全な港内航行と漁業作業及び出漁回数が増えることによる漁獲増を図るため、防波堤の嵩上げや延伸、岸壁の補修など漁港施設の整備を進めます。
- ②沿岸漁業の漁獲増を図るため、イワガキなど水産資源の増殖施設のほか、魚礁、藻場などの漁場の整備を進めます。
- ③将来にわたる漁業資源の確保を図るため、種苗放流など栽培漁業の推進とともに、漁業者や遊漁者の理解と協力による小型魚保護のための捕獲規制や、禁漁期間の設定など、資源管理型漁業を進めます。
- ④高値で取引されるイワガキや寒ダラのように、他産地との差別化を図る取組みにより、鶴岡産水産物のブランド化を進めます。
- ⑤安全安心な水産物を提供するため、貝類による食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進めます。
- ⑥魚の消費を拡大するため、料理教室などによる魚食の普及や、産直施設の拡充などによる地産地消の取組みを進めます。
- ⑦燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や※磯やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図ります。

(2) 漁業の担い手の確保

○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

(変更後)

- ①市管理漁港は昭和 30～40 年代に改修されたものが多く、老朽化に伴う再整備を進めてきたが、今後も、市管理漁港整備計画に基づき計画的に進めるとともに、港内航行と荷揚げ作業等の安全性の向上を図るため、浚渫など適正な維持管理を進めます。
- ②将来にわたり水産資源の安定確保を図るため、イワガキ増殖施設の設置や藻場の保全活動、さらにアワビ・トラフグ・ヒラメなどの種苗放流事業を積極的に推進します。
- ③これまで高値で取引されてきたイワガキや寒ダラのブランド化に加え、活締め技術導入や海水冷却装置などの設置による品質保持を高める取組みを進めて他産地との差別化を図り、「庄内おぼこサワラ」やズワイガニ等のブランド化も進めます。
- ④安全安心な水産物を提供するため、貝類による食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進めます。
- ⑤県や県漁協、「庄内浜文化伝道師」などと連携し、料理教室の開催や、海の産直カーによる内陸部での移動販売などにより鶴岡産水産物の消費拡大を進めます。
- ⑥燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や※磯やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図ります。
- ⑦本市の河川流域にあるふ化施設や中間育成施設を活用し、内水面漁業関係者と協働のもと、増殖事業と放流事業を継続して展開し、水産資源の安定確保を進めます。
また、内水面漁協による河川環境保全の取組みや、小学生による稚魚放流事業等を通じて、水産資源保護、環境保全意識の啓発を進めます。

(2) 漁業の担い手の確保

○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

(変更前)

また、漁業者、県漁協、行政が連携して、「山形県漁業就業者確保育成協議会」による漁業の担い手の確保や育成のための各種施策を検討、実施します。

○主な施策

- ①底曳網漁船などの乗組員の独立を支援するため、漁業技術や漁業経営についての研修制度を充実するとともに、遊休漁船の活用や関係機関への制度資金の拡充の要請などにより資金調達の負担軽減を図ります。
- ②都市部や他業種からの就業希望者などを対象に、漁業の短期研修などの取組みを進めます。
- ③中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高める事業を実施します。

第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり

○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ①農林漁業者を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進めます。
- ②地域づくりの組織化や実践的取組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充します。

(変更後)

また、漁業者、県漁協、行政が構成する「山形県漁業就業者確保育成協議会」において、漁業研修制度や独立時の負担軽減策などを検討するとともに、構成員が各々の立場で施策を実施することで、担い手の確保・育成を図ります。

○主な施策

- ①研修制度の充実や漁船、漁具等の購入経費への補助制度の継続とともに、関係機関への制度資金の拡充の要請など一人乗り漁船漁業への独立を支援します。
- ②県や県漁協、指導的立場にある漁業者と連携し、底曳き網漁船等の乗組員や漁業者など一人乗り漁業就業希望者を対象とした短期・長期研修の取組みを進めます。
- ③中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高めるための漁業体験事業を実施します。

第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり

○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ①農林漁業者を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進めます。
- ②地域づくりの組織化や実践的取組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充します。

(変更前)

- ⑤農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努めます。
- ③農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図ります。
- ④地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験実習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大に努めます。
- ⑥漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進めます。
- ⑦森林文化都市の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドを整備します。

(2) 交流人口の拡大による地域の活性化

○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農産物生産の取組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ①農山漁村が有する優れた地域資源を掘り起こして※データベース化し、情報の発信や鶴岡らしい特徴ある※グリーン・ブルーツーリズム、また、これらを統合したルーラルツーリズムとして「鶴岡ツーリズム」の開発を進めます。
- ②友好都市や親交のある首都圏の地区との交流の促進など、都市と農山漁村との交流を通じて本市の農林水産業への「応援団づくり」を進め、農林水産物の販路の拡大を促進します。
- ③森林や木を活用したイベント情報、森林浴や森林散策などに関する情報の集積と発信、旬の魚介を活用したイベントの開催や水産物直

(変更後)

- ③農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努めます。
- ④農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図ります。
- ⑤地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験実習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大に努めます。
- ⑥漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進めます。
- ⑦森林文化都市の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドを整備します。

(2) 交流人口の拡大による地域の活性化

○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農産物生産の取組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ①農山漁村が有する優れた地域資源を掘り起こして※データベース化し、情報の発信や鶴岡らしい特徴ある※グリーン・ブルーツーリズム、また、これらを統合したルーラルツーリズムとして「鶴岡ツーリズム」の開発を進めます。
- ②友好都市や親交のある首都圏の地区との交流の促進など、都市と農山漁村との交流を通じて本市の農林水産業への「応援団づくり」を進め、農林水産物の販路の拡大を促進します。
- ③森林や木を活用したイベント情報、森林浴や森林散策などに関する情報の集積と発信、旬の魚介を活用したイベントの開催や水産物直

(変更前)

(変更後)

売施設の整備、漁業体験や水族館、海洋研究施設での研修や農山村集落の生活体験などを組み合わせた体験プログラムを拡充し、森林や山村、漁村の持つ魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。

- ④子供たちの農林水産業や農山漁村の体験の受入体制を確立するとともに、中学生や高校生の農業体験修学旅行の受入体制を拡充します。
- ⑤田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、短期滞在型、長期滞在型、定住型などの※交流居住を進めます。

売施設の整備、漁業体験や水族館、海洋研究施設での研修や農山村集落の生活体験などを組み合わせた体験プログラムを拡充し、森林や山村、漁村の持つ魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。

- ④子供たちの農林水産業や農山漁村体験の受入体制を確立するとともに、中学生や高校生の教育旅行については受け入れ側に過度な負担が生じないような仕組みづくりと、温泉旅館や公共宿泊施設、宿坊民宿などを活用した受入体制を拡充します。
- ⑤田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、短期滞在型、長期滞在型、定住型などの※交流居住を進めます。

第5節 新たな技術・流通等に関する研究開発の推進

第5節 農林水産業の6次産業化の促進

(1) 農林水産業の6次産業化の支援

○施策の方向

「食の宝庫」を標榜する本市にとって、恵まれた農林水産物を活用した6次産業化の取組みは魅力的な分野であることから、その取組み段階に応じた支援の充実により、農林水産業の6次産業化を推進します。
また、6次産業化にあたっての複雑かつ多様な課題の解決のため、農・商・工・観が情報共有を行うなど連携強化を図ります。

○主な施策

- ①先進的で創意工夫を凝らした6次産業化の取組みに対して支援するとともに、相談窓口の常設や研修会の開催、※アグリメールの活用など6次産業化に取組みやすい環境づくりを進めます。
- ②生産者と製造業者とのマッチング相談会の開催などにより、異業種間の連携を推進します。また、定期的に関係部署による庁内会議を開催し、情報共有と関連事業の連携を図ります。
- ③農林水産物の受注窓口の一本化に向けたシステムモデルの構築をはじめ、首都圏など域外への販路拡大の取組みや、地元保育園や福祉施設、旅館などへの流通の仕組みづくりを進めます。

(2) 新たな生産加工技術・流通に関する研究開発の推進

(変更前)

(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進**○施策の方向**

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結び付けるため、山形大学農学部や慶應義塾大学先端生命科学研究所などの高等教育機関や県立の試験研究機関の存在や食品産業の多くの企業の立地といった環境を生かし、これら機関の連携、協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品や特産物の開発及び流通販売システムの改善などの研究開発を進めます。

○主な施策

- ①地元の試験研究機関や食品企業などとの連携、協力体制の拡充を図るとともに、おいしさ（嗜好性）や機能性に着目した付加価値の高い食品を開発します。
- ②※1 生産調整の対象品目として飼料用米の栽培実証試験を行い、適合性、収益性を検証し、実用化につなげます。
- ③重要な土地利用型作物である大豆の生産拡大を図るため、本市に適した収穫時期の早い高品質多収量の品種の開発を進めます。
- ④地元産スギ材の利用拡大のため、木材の強度特性や材質特性を明らかにするとともに、構造材や内装材への新たな活用などを検討します。
- ⑤里山を利用したきのこ類、山菜類など特用林産の人工栽培や促成栽培等の栽培技術の開発を進めます。
- ⑥値段の安い魚を使った新たな水産加工品の開発など、これまで市場ルートに乗らなかった魚介の活用を進めます。
- ⑦首都圏などの中央卸売市場への活魚出荷など、新たな流通販売ルートの開拓を進めます。

(変更後)

○施策の方向

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関、食品製造業などとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発及び流通販売システムの改善などの研究開発を進めます。

○主な施策

- ①高等教育機関などとの連携・協力体制の充実を図りながら、ただちや豆の食味成分比較検証調査や、カキ殻を活用した庄内柿の大玉生産に向けた栽培技術の研究などを進めます。
- ②安価な魚介など従来市場ルートに乗らなかった魚介を活用した水産加工品の開発を進めます。
- ③首都圏への活魚出荷など新たな流通販売ルートを開拓します。

(3) 地産地消の推進**○施策の方向**

少量の農産物でも出荷しやすい環境を整え、地元農産物の流通拡大を図ります。

また、「食育・地産地消推進計画」に基づき、学校給食における地元産野菜・魚介類の利用率向上を図るとともに、食生活を通じて市民の本市農林水産業に対する理解を深め、地元産食材の利用率向上を図ります。

○主な施策

- ①小規模農家や高齢農家等の身近な出荷先である産直施設を対象として研修会を開催するなど、少量の農産物であっても農家が出荷しやすい環境づくりを進めます。
- ②地場産野菜導入に係る協定や給食用米の価格差補てんなど、生産者が給食食材としての地元野菜を提供しやすい環境を整えるとともに、米飯学校給食を推進します。
- ③学校給食などでの地産地消を進めるため、魚介類を活用した食材の開発を行います。
- ④学校に生産者を招いて給食会を開催するなど、児童生徒や親子を対

(変更前)

(変更後)

象とした食育事業を実施し、本市の農林水産業と農林水産物への理解を促進します。